

野田市電子決裁システム導入及び運用保守業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準

1 目的

この審査基準は、電子決裁システム導入及び運用保守業務委託に係る公募型プロポーザルにおいて契約候補者を選定するための審査に必要な事項を定めるものである。

2 審査方法

(1) 書類審査

提出書類のうち、履歴実績報告書、機能要件一覧表、提案見積書により、得点を算出する。

(2) プレゼンテーション審査

企画提案書等に基づくプレゼンテーションの審査を行う。なお、審査は、参加申込書の受付順に実施する。

3 審査項目及び評価方法

(1) 書類審査

評価項目	評価の視点	配点
履歴実績	令和2年4月1日以降において同種、同規模の業務の履行実績があるか評価する。	50
システム機能	市が必要とする機能を具備するシステムであるか評価する。 ※ (3)機能評価方法参照	200
見積金額	提案上限額の範囲内での見積額であるか、他者と比較して安価であるか評価する。 ※ (4)見積金額評価方法参照	400

(2) プレゼンテーション審査

評価項目		評価の視点	配点
基本方針		市の現状、システム導入の目的や方針を理解し、適切な方針となっているか評価する。	20×5
システム概要		構成、特徴、操作性及び将来的な拡張性について評価する。	30×5
導入	実施体制	業務を確実に遂行するために十分な実施体制（知識・経験・人数）を確保しているか評価する。	15×5
	計画性	運用開始に至るまで実現可能なスケジュールとな	15×5

		っているか、進捗管理に関する方法等について評価する。	
	導入支援	文書管理の見直しや電子決裁の運用等に係る支援等について評価する。	15×5
	職員研修	職員の研修に関する方針、内容等について評価する。	15×5
運用保守	運用支援	システムの機能改善、職員の負担軽減に資する支援の方針等について評価する。	20×5
	サポート体制	保守サポート体制の基本的な方針、内容が適切なものとなっているか評価する。	15×5
	障害時対応	システムに障害が発生した場合の対応方策が適切なものとなっているか評価する。	15×5
セキュリティ		セキュリティ対策が適切に講じられているか評価する。	30×5
契約期間終了後の対応		他システムへのデータ移行及びデータの消去の方法、再契約した場合の費用の考え方について評価する。	10×5
制度変更等への対応		法令等の改正に伴う制度変更等のほか、国が示す自治体情報システムの利用の最適化への対応方針、改修に係る費用負担の考え方について評価する。	30×5
独自提案		本業務に係る独自提案について評価する。	20×5
プレゼンテーション		プレゼンテーションにおける説明や質問回答の内容、意欲について評価する。	20×5

(3) 機能評価方法

機能要件一覧表の対応状況欄に記載された記号に基づき、次の算定式により算出された結果を評価点数とする。

① 機能評価算定式

機能評価点＝200点×（機能要件一覧表の獲得点数÷機能要件一覧表の満点〔1,638点〕）

※ 小数点以下の端数は、小数点第1位を四捨五入して算出する。

② 機能要件一覧表における各機能の点数

記号	対応状況	配点	
		必須機能	推奨機能
◎	標準パッケージで対応可	5点	4点
○	提案上限額内でのオプション又はカスタマイズにより対応可	4点	3点

△	標準機能による代替運用で対応可（提案上限額の範囲内でのオプション又はカスタマイズ対応不可）	1 点	2 点
×	いずれの方法でも対応不可	4 点減点	0 点

※ プレゼンテーションにより、市の意図と合致していないことが確認された場合は、確認結果に基づき最終的な得点計算を行うこととする。

※ 対応状況欄が空欄の場合は、「×」として取り扱うものとする。

※ 重要度を「必須」としている機能項目の全てを実現できなくても、企画提案はできるものとする。

(4) 見積金額評価方法

次の算定式により算出された結果を評価点数とする。

見積金額評価点＝（参加者のうち最低提案見積金額÷提案見積金額）×400点

※ 小数点以下の端数は、小数点第1位を四捨五入して算出する。

(5) 総合評価点

書類審査 650点

プレゼンテーション審査 1,350点（270点×5人）

合計（満点） 2,000点

(6) 基準点

総合評価点の満点の60%（1,200点）とする。